

アフィリエイト広告利用に関するガイドライン

平成 24.3.30 制定

I 目 的

このガイドラインは、会員が利用するアフィリエイト広告について、投資者保護及び金融商品取引業の健全な発展を図る観点から、その適正な利用態勢の構築に資するため、具体的な態勢整備事項等について取りまとめたものである。

II アフィリエイト広告管理に対する基本的な考え方

アフィリエイト広告は、広告効果とその費用の関係が直接的であることから、広告主にとって効率的な広告手法として利便性が高いと考えられている。

一方、アフィリエイト報酬を得るために広告主の意思に関係なく、アフィリエイトターが自ら積極的に広告主やその取扱商品を宣伝したり、直接説明会を開催したり、あるいは閲覧者に金銭その他経済的利益を提供したりする可能性があり、事実そうした例も認められるようになった。

金融商品取引では、投資者が自己責任をもって判断し、取引を行う必要があるが、アフィリエイト広告は、広告主である金融商品取引業者等の関知していない場面において、投資者に誤った情報が提供されるなど、投資者保護と金融商品取引業の健全な発展に対して好ましくない状況が安易に発生する可能性がある。

当協会の会員は、自らが利用するアフィリエイト広告に対し、そうした不適切な状況を未然に防止し、あるいは不適切な状況が認められた場合には、事態が広がらぬよう、その対処に努める必要があるものとする。

しかしながら、アフィリエイト広告は、インターネット上の極めて多数のウェブサイト（ブログ等を含む。）を利用して行われており、広告主が自らの利用するアフィリエイト広告が掲載された全てのウェブサイトを常時把握することは極めて困難である。

このため、①会員自身が自らの利用するアフィリエイト広告が掲載されたウェブサイトの URL の常時把握が十分に可能であると考えられる、会員がアフィリエイトターとの間で直接契約を締結してアフィリエイト広告を行う場合（以下、このような契約形態を「直接的な契約形態」という。）と、②会員が自らの利用するアフィリエイト広告が掲載されたウェブサイトの把握が困難と解される、アフィリエイトサービスプロバイダー（Affiliate・Service・Provider、以下「ASP」という。）を経由してアフィリエイト広告を行う場合（以下、このような契約形態を「間接的な契約形態」という。）に分けて、それぞれ対処方法を構築することが効果的と考えられる。

III 具体的な対処方法（ガイドライン）

1. 会員がアフィリエイトターと直接契約する場合（直接的な契約形態）

会員がアフィリエイトターとの間で直接契約を締結してアフィリエイト広告を行う場合（ランキング等が掲載されたアフィリエイト広告に対し、掲載内容等に応じて料金

を支払う場合を含む。)については、「自社の広告等に類するもの」として以下のとおり取り扱う。

イ. 会員は、アフィリエイト広告の掲載前に、自社のバナー広告等を貼付するウェブサイト（以下「コンテンツ」という。）の内容について、自社が作成する広告等と同等の審査を実施するなど適切な対応を行う。

ロ. コンテンツの審査にあたり、自社の審査基準に照らし「不適正」と判断されるような内容については、アフィリエイトターに対して不適正な内容の修正又は削除を求める。その後、改善がなされない場合には当該アフィリエイトターとの契約を解除するなど適切な対応を行う。

ハ. アフィリエイト広告に貼付される自社のバナー広告等をクリックすると一旦ランディングページに遷移する仕組みとし、当該ランディングページに、「ご覧いただいていたウェブサイトは当社が作成したものではない」旨、及び、「掲載されている感想や評価はあくまでも作成者自身のものであり、当社のものではない」旨を明記する。

ニ. 金商法で求められる必要表示事項（金融商品取引業者等の概要やリスク事項等）の表示に努める。この場合、バナー広告等から遷移するランディングページ等に必要表示事項を掲載することも考えられる。

なお、会員がアフィリエイトターに対し、アフィリエイト広告に記載すべき内容等を具体的に指示している場合など、実質的に金融商品取引業者等が行うものと認められる場合には、当該アフィリエイト広告が「自社の広告等（自社の広告等の作成の委託）」に該当することもあり得ると考えられる。このため、「自社の広告等」に該当するものについては、他の広告等と同様に、自社で定める広告等の手続き・基準に従い審査等を行うこと。

2. 会員とアフィリエイトターの間に ASP が介在する場合（間接的な契約形態）

会員が ASP を経由してアフィリエイト広告を行う場合（会員と ASP の間、及び ASP とアフィリエイトターの間でそれぞれ契約が締結される場合）については、例えば、次のような対応を行うことが考えられる。

イ. 会員から ASP への報酬支払いの対象となるコンテンツ（最終的に ASP からアフィリエイトターに報酬が支払われているかどうかは問わない。以下同じ。）について、報酬支払時等にコンテンツの内容に関する事後チェックを行う。

なお、アフィリエイト広告の掲載前にコンテンツの内容をチェックできるような場合は、事前チェックを実施することも可とする。

ロ. コンテンツのチェックにあたり、不適正なコンテンツについては、会員が直接又は ASP 経由にて、速やかにアフィリエイトに対して当該コンテンツの修正又は削除を求める。その後、改善がなされない場合には ASP に対して当該アフィリエイトとの契約の解除を求めるなど適切な対応を行う。

ハ. アフィリエイト広告に貼付される自社のバナー広告等をクリックすると一旦ランディングページに遷移する仕組みとし、当該ランディングページに、「ご覧いただいていたウェブサイトは当社が作成したものではない」旨、及び、「掲載されている感想や評価はあくまでも作成者自身のものであり、当社のもではない」旨を明記する。

ニ. バナー広告等から遷移するランディングページに、金融商品取引業者等の概要及びリスク事項について表示するよう努める。

※契約の解除とは、ASP とアフィリエイトとの間の契約を解除すること、又は ASP がアフィリエイトに対して会員が提供するバナー広告等の掲載を禁止すること等を指す。

(注) アフィリエイト広告に係る実務上の取扱い等については、「アフィリエイト広告利用に関するガイドライン」について」を参照すること。

【備 考】

1. アフィリエイト広告とは

本ガイドラインにおいて、「アフィリエイト広告」とは、広告主たる本協会の会員以外のブログその他のウェブサイトの運営者（「アフィリエイト」という。）が、当該サイトに会員が供給する商品・サービスのバナー広告等を掲載し、当該サイトを閲覧した者がバナー広告等をクリックしたり、バナー広告等を通じて会員のサイトにアクセスして会員の商品・サービスを購入したり、購入の申込みを行ったりした場合など、あらかじめ定められた条件に従って、アフィリエイトに対して、会員から成功報酬が支払われるものをいう。ただし、広告配信会社が広告媒体となる複数のウェブサイトを集めて「広告配信ネットワーク」（以下「ネットワーク」という。）を形成し、広告主から受注したバナー広告等をネットワーク上で配信することにより、当該ウェブサイトの空きスペース（広告枠）にネットワークのプログラムが選択したバナー広告等が掲載されるようなインターネット広告を除く。

なお、直接的な契約形態、間接的な契約形態の別に関わらず、アフィリエイト広告に用いるバナー等自体は会員の広告等であり、広告審査の対象となる。

2. ASP とは

アフィリエイトサービスプロバイダ（Affiliate・Service・Provider）の略称。インターネットを中心にアフィリエイト広告を配信するサービスプロバイダ。

3. バナー広告等とは

アフィリエイト広告のために用いられるリンクを組み込んだ画像（バナー）及びテキスト表示をバナー広告等という。閲覧者からは一見では広告主のバナー等とは見分けられないものであっても、アフィリエイト広告のためのリンクを組み込んだ画像及びテキスト表示はバナー広告等に相当するものと考えられる。